

<<以下、仮訳であり、ご利用に当たっては、原文もご確認下さい>>

<https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2025/07/a08072568-05.pdf>

6 項

第 142 号

特別セクション 240D

政府官報 32

20252 年 7 月 7 日

工業省告示（仮訳）

件名； 有害物質リスト（第8版）

仏歴 2568 年（西暦 2025 年）

有害物質法（仏歴 2535 年[西暦 1992 年]）第 5 条第 2 項及び第 18 条第 2 項に基づき、工業省大臣は有害物質委員会の意見を踏まえて、以下の通達を告示する。

（1）仏歴 2556 年 8 月 24 日（西暦 2013 年）付の工業省告示「有害物質名リストに関する告示」に添付されている“有害物質リスト”内から、以下の物質を削除する：

- 1.1) 農業技術局が管轄している“有害物質リスト 1”に於ける、規制物質リスト 1.2 の植物害虫の防止及び駆除用の No.8 レモングラス等の植物抽出物等。
- 1.2) 食品医薬品委員会事務局が管轄している“有害物質リスト 4”に於ける、規制物質リスト 4.1 の No.99 シトロネラ草(citronella grass)又はシトロネラオイル(citronell oil)

（2）仏歴 2556 年 8 月 24 日付工業省告示「有害物質名リストに関する告示」に添付されている“有害物質リスト”内から以下の物質を削除し、代わりに本告示に添付されている“有害物質リスト”を使用する。

2.1) 農業技術局が管轄する“有害物質リスト 1”について

2.1.1) 規制物質リスト 1.1 に於ける、

No. 194 ジコホル(dicofol)

2.1.2) 規制物質リスト 1.2 に於ける、

No.9： 植物の成長を制御するために使われる有効物質、微生物、又は有効物質や改変微生物を含有する製品。植物成長制御には、開花、結実、色の変化、発根などの制御等、植物の成長を刺激、阻害、及び抑制することが含まれる。

No.10： 植物に害を及ぼす昆虫又は生物を防除、駆除、制御する為に使われる有効物質、微生物、又は有効物質や改変微生物を含有する製品。

No.11： 植物の病害を防除、駆除、制御する為に使われる有効物質、微生物、又は有効物質や改変微生物を含有する製品。

No.12： 雑草や不要な植物を防除、駆除、制御する為に使われる有効物質、微生物

物、又は有効物質や改変微生物を含有する製品。

2.2) 食品医薬品委員会事務局が管轄する“有害物質リスト 4”について

2.2.1) 規制物質リスト 4.1 の中に於ける、

No. 223 過酸化水素 (hydrogen peroxide)

2.2.2) 規制物質リスト 4.2 の中に於ける、

No.22 塩素及び塩素放出物質 (chlorine and chlorine releasing substances)

2.3) 工場局が管轄する“有害物質リスト 5”の規制物質リスト 5.1 に於ける、

No. 71 金(I)シアン化物 [gold(1)cyanide]

No. 32 金シアン化ナトリウム (gold sodium cyanide)

No. 33 金シアン化カリウム (gold potassium cyanide)

No. 85 銅(I)シアン化物 [copper(1)cyanide]

No. 88 銅(II)シアン化物 [copper(2)cyanide]

No. 95 シアン化カドミウム (cadmium cyanide)

No. 122 シアン化亜鉛 (zinc cyanide)

No. 147 シアン化ナトリウム (sodium cyanide)

No. 283 シアン化カリウム (potassium cyanide)

No. 289 プロピオニトリル (propionitrile) 又はエチルシアン (ethyl cyanide)

- (3) 工業省が告知した「仏歴 2226 年版有害物質リスト_ (西暦 2013 年 8 月 28 日付け)」に添付されている有害物質リストに、農業技術局が管轄する“有害物質リスト 1”内の規制物質リスト 1.1 に以下の物質を追加する。

No. 687 ペンタクロロベンゼン(pentachlorobenzene)

No. 688 ヘキサクロロブタジエン(hexachlorobutadiene)

- (4) 本告示日前に本告示に記載されている第 3 種有害物質の製造者、輸入者、輸出者又は所有者は、本告示の告示日から 30 日以内に許可申請書を提出すれば有効である。有害物質の許可申請を提出して登録しなければならない場合には、前記の期限内に提出しなければならない。

本告示の発効日前に事業を行っていた、本告示に基づく第 4 種有害物質の製造者、輸入者、輸出者または支持者は、本告示の発効日から 180 日以内に担当官の指示に従わなければならない。

- (5) この告示は、官報に掲載された日の翌日から発効する。

告示日；仏歴 2568 年（西暦 2025 年）6 月 4 日

工業省大臣

エカナト・プロムパン (Ekanat Promphan)